

12月定例議会を12月8日、9日に開きました。

固定資産評価審査委員会委員の選任や補正予算、決議案や意見書案を慎重に審議した結果、**役場庁舎移転・建設地に関する決議案**については賛成多数で、その他については全会一致で可決しました。ここでは主なものを紹介します。

海田町議会では、現在、庁舎建設特別委員会を設置し、役場庁舎の移転・建設などについて調査・研究を行っています。

委員会では、町長が示した海田市駅南口を候補地とする案に対し、賛成が五名で過半数を下回っていました。

質疑

Q 大規模災害発生時などの避難場所指定されている場所に、災害対策本部となる庁舎が隣接すると、避難者の対応に迫られ、町内全体の被害状況把握に遅れが生じるのではないかと、A どの場所に建てたとしても、住民の安全を守ることは当然のことである。重要なのは大規模災害などに耐えうる庁舎を建設することと考える。

Q 工事期間中、中学生のグラウンド使用に支障をきたすのではないかと、A 工事に關しては、当然、最善の配慮がなされるものと考ええる。



決議した「町営プール跡地」

Q 中学校プール跡地以外の校地も、広島市との共有であり、この土地に係る経費を払わなければならないことになる可能性がある。この問題をどう考えるか。

A 広島市は庁舎を建てる部分の土地に關しては売却を了承し、残りの部分は今後交渉を持っていたきたいとあり、庁舎問題とは切り離すべきものと考ええる。

意見書を可決

次の二つの意見書を可決し、内閣総理大臣をはじめ、国の関係機関に提出しました。

「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」

①改正貸金業法を現在のまま早期に完全施行すること。

②自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の拡充を支援すること。

③個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付けをさらに充実させること。

④ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

「細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書」

①速やかに細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患（二類疾病）に位置付けること。

②早期に七価結合型肺炎球菌ワクチンの薬事法承認および導入のための手だてを講じること。

補正予算
子育て応援特別手当事業の執行停止

国の方針によって制度の執行が停止されたため、手当てに関する予算が執行できなくなりました。

事業に係る予算三千三百九十六万五千円の減額が決まりました。

臨時議会を11月20日に開きました。

条例の改正や補正予算を慎重に審議した結果、特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例、職員の給与に関する条例等、議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例、**それぞれの一部改正については賛成多数で、その他については全会一致で可決しました。**ここでは主なものを紹介します。

人事院勧告の内容（民間給与との格差を是正すること）

- ① 中高年齢層を引き下げる給料表の改定（**若年層は据置き**）
- ② 新築等の自宅に係る住宅手当の廃止（月額2,500円）
- ③ 期末・勤勉手当の引き下げ（0.35カ月分）
- ④ 時間外勤務手当の割増賃金率の改正

海田町の改正状況（人事院勧告を踏まえ）

- 民間との格差は月額でマイナス663円
- 特別職の期末手当の引き下げ（0.35カ月分）
- 議会議員の期末手当の引き下げ（0.25カ月分）
- 勤務時間の短縮は一日当たり**15分短縮**して7時間45分に（8:30～勤務～**17:15**（休憩1時間）に）

現行17:30

質疑

Q 職員の勤務時間を短縮して、開庁時間が短縮するということは住民サービスの低下につながると予想されるが、どのように対応するつもりか。

A 時差出勤なども考慮に入れ、サービスの低下にならないよううな対策を、条例の施行期日（四月一日）までに検討していききたい。

人事院の給与勧告と国家公務員の給与の改定方法を考慮して、一般職の給与の引き下げや一般職、特別職および議会議員の期末手当や勤勉手当の減額などを決めました。

反対討論

民間が下がったのだから公務員も下げろ、公務員も下げるから民間も下げろというのは、悪循環を競いあつことになり、経済も生活も冷え切り、最終的には日本のあらゆる基盤が崩れていくことにつながる。日本の明るい未来と展望は、国民の暮らしや社会基盤を安定させることから始まる。特別職の給料を下げる、そのことにより職員の給料を下げ、我慢させるだけでは何の解決にもならないことを指摘し、反対する。

賛成討論

海田町は、人事院勧告の給料表に基づいて、職員または特別職の給与を運用しており、その給料表から逸脱し独自の給料表をもつて給与を運用すると、内部に給与の歪みが生じるとの説明を聞いている。そういう意味からして、人事院勧告に対して是正がなされるような体制ができたときに、独自に判断できる立場になれると考え、現時点においては条例の改正に賛成する。

期末・勤勉手当の減額 職員給与の引き下げ